

佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備工事に係る  
施工監理等委託業務  
(土木工事施工監理補助業務)

特 記 仕 様 書

令和4年8月

公益財団法人エコサイクル高知



## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

土木工事施工監理補助業務（以下「本業務」という。）は、請負事業者が実施する土木工事に係る様々な疑義について、専門的な知見に基づき、発注者に対して適切な助言を行い、契約の適正な履行を確保するために必要な支援を行なうことを目的とする。

### 第2節 対象事業の概要

土木施設工事の計画概要を以下に示す。

- ・造成工事 一式
- ・法面工事 一式
- ・遮水工事 一式
- ・浸出水集排水工事 一式
- ・地下水集排水工事 一式
- ・集水ピット工事 一式
- ・雨水集排水工事 一式
- ・舗装工事 一式
- ・門扉・囲障・安全施設工事 一式
- ・モニタリング工事 一式
- ・覆土材仮置き場工事 一式
- ・残土仮置き場工事 一式
- ・仮設工事 一式

### 第3節 提出図書

受注者は、業務の期間中、次の書類を提出し、発注者の承諾を受けるものとする。なお、承諾された事項を変更しようとする場合には、その都度、発注者の承諾を受けなければならない。また、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ発注者と協議のうえ作成すること。

	書類	部数
1)	施工監理日誌及び月間報告書	1部
2)	各年度業務委託報告書	1部
3)	上記を記録した電子データ類（DVD-R等）	1式

### 第4節 監理員の配置及び資格

受注者は、履行期間中、下記（ア）、（イ）に示す資格及び実績を有する監理員（土木）を1名配置するものとし、あらかじめ資格等を証明できる書類（技術士登録証の写しなど）を提出することとする。また、監理員の種類は、監理補助員とする。監理補助員とは、第2章で定める業務に対し重点的（非常駐）に配置する者とする。なお、本業務の監理補助員については、再委託を禁止する。

（ア）以下のいずれかの資格要件を満たす者。

- ① 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。
    - ア 衛生工学部門で選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」
    - イ 総合技術監理部門で選択科目を「衛生工学で廃棄物管理」又は「衛生工学で廃棄物・資源循環」
  - ② 社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「廃棄物」とする。
  - ③ 建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「廃棄物」とする。
- (イ) 被覆型管理型産業廃棄物最終処分場又は被覆型一般廃棄物最終処分場の整備事業（共に土木工事を含む工事に限る）の施工監理業務の実務経験を有する者（従事役職は問わない。）

## 第 2 章 業務の内容

### 第 1 節 施工監理補助業務（土木）

#### 1) 業務内容

本工事において開催される土木工事に係る定例打合せ及び会議について出席し、請負事業者が実施する工事に係る様々な疑義について、専門的な知見に基づき、発注者に対して適切な助言を行なう。

#### 2) 業務範囲

業務範囲は主として以下の土木工事内容によるものとする。

##### (1) 許認可に関する事項

- ・ 開発行為許可
- ・ 林地開発許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可

##### (2) 最終処分場特有の土木工事に係る施工監理補助

- ・ 施工計画書
- ・ 材料承諾書
- ・ その他、工事請負業者の提出する書類の審査及び報告
- ・ 中間及び竣工検査立会い

#### 3) 定例打合せ、会議

(1) 発注者又は工事請負業者が開催する定例打合わせ及び会議について、協議内容に応じて発注者の指示に基づき出席する。原則、毎月 1 回とするが、工事内容に応じて監督員と協議する。

(2) 打合せ結果は、必ず記録し保存（工事請負業者の作成資料の確認含む。）すること。

#### 4) その他

土木工事の各工種に係る段階確認に伴う現地立会については、（公社）高知県建設技術公社に委託し、実施する。